

「(仮称) 青山高原風力発電所リプレイス事業に係る環境影響評価準備書」
に対する環境大臣意見

本事業は、株式会社青山高原ウインドファームが、三重県津市及び伊賀市において、現在自社で供用中の「青山高原風力発電所」(総出力15,000kW、定格出力750kWの風力発電設備20基)について、既設の風力発電設備を全て撤去し、総出力は増加させずに、定格出力2,300kWの風力発電設備7基に建て替える(以下「リプレイス」という。)事業である。

今日の地球温暖化の危機的状況において、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」(令和3年10月22日閣議決定)では、「2050年カーボンニュートラルを実現するために、再生可能エネルギーについて、主力電源として最優先の原則の下で最大限の導入に取り組む」こととしている。そのため、風力発電を含む再生可能エネルギーの最大限の導入を進めるに当たっては、適切なコミュニケーションの確保や環境配慮、関係法令の遵守等を通じた地域との共生を進めていくことが必要である。

本事業者は、環境学習の場「風のめぐみの館」の運営や、稼働する発電所の見学等を通じた、風力発電事業に対する理解醸成活動を実施しており、地域と共生した風力発電事業となるよう取組を進めている。

また、本事業については、既設の風力発電設備による周辺環境への影響を踏まえ、東側尾根部への配置を削減し、バードストライクの影響を回避又は極力低減するための配置検討を行うなど、リプレイス事業の特性を踏まえた一定の配慮が認められる。

一方、本事業の対象事業実施区域は、自然公園法(昭和32年法律第161号)に基づき指定された室生赤目青山国定公園の特別地域に位置している。また、対象事業実施区域及び工事関係車両の主要な走行ルート沿いには、人と自然との触れ合いの活動の場である「青山高原」及び「東海自然歩道」が存在する。

さらに、対象事業実施区域全域が、森林法(昭和26年法律第249号)に基づく水源かん養保安林及び保健保安林に指定されている。

加えて、対象事業実施区域の周辺では、他の事業者によるものも合わせて100基以上の風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中等であり、対象事業実施区域は累積的な影響を考慮することが重要となる地域に位置している。

以上を踏まえ、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

(1) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明について

本事業計画の今後の検討に当たっては、保安林や国定公園等に係る関係機関等と調整を十分に行い、環境影響評価手続を実施すること。また、引き続き、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

(2) 累積的な影響について

ア 対象事業実施区域の周辺では、他の事業者によるものも合わせて100基以上の風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中等であり、対象事業実施区域は累積的な影響を考慮することが重要となる地域である。地域全体の環境影響の低減を図るため、可能な限り事業者間で調整し、必要な情報を共有することで、累積的な影響を考慮した事業計画とすること。

イ 他の事業者から累積的な影響の予測及び評価に必要な情報の提供依頼があった場合には、可能な限り情報を共有することで、地域全体の環境影響の低減を図ること。

2. 各論

(1) 動植物及び生態系に対する影響

対象事業実施区域は、自然公園法に基づき指定された室生赤目青山国定公園の特別地域に位置している。既存の風車ヤードを利用することで改変量を抑えているが、風車の大型化に伴い、第一種特別地域内も含め一部区域で拡幅のための改変が行われる計画となっており、動植物及び生態系に対する影響が懸念される。

このため、風車資材の搬入ルートを新3号機側からとする等の措置を講じることにより、特別地域内の改変を回避又は極力低減すること。

(2) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

対象事業実施区域及び工事関係車両の主要な走行ルート沿いには、人と自然との触れ合いの活動の場である「青山高原」及び「東海自然歩道」が存在しており、工事期間中において、人と自然との触れ合いの活動の場の利用やアクセス等への影響が懸念される。このため、自社や自治体等のホームページを利用することによる幅広い工事情報の提供や、利用者の多い時期の作業を可能な限り控える工事工程とする等の措置を講ずることにより、影響を回避又は極力低減すること。